



保険診療に関してのお知らせ

いつも当院をご利用いただきまして誠にありがとうございます。今回は、この4月に行われた診療報酬改定に伴い大きく変更となった点について特集することにしたのでご参照ください。また保険診療制度を利用するにあたり、皆様にご理解いただきたい点をいくつかまとめましたのでご一読いただけますと幸いです。

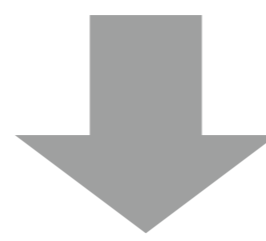
1 インスリンやその他の糖尿病注射剤をご使用になっている方の血糖自己測定に関して

今回の診療報酬改定により、血糖自己測定に関する保険点数が以下のように変更されました。

【改定前】

月あたりの測定回数	20回以上	40回以上	60回以上	80回以上*	100回以上*	120回以上*
保険点数	400	580	860	1,140	1,320	1,500

※80回以上は1型糖尿病の患者さんのみが対象です



【改定後】

月あたりの測定回数	20回以上	30回以上	40回以上	60回以上	90回以上*	120回以上*
保険点数	350	465	580	830	1,170	1,490

※90回以上は1型糖尿病の患者さんのみが対象です

(保険の負担割合は個々人で異なります。3割負担の方は保険点数の約3倍の金額、1割負担の方は保険点数とほぼ同じ金額をお支払いいただくこととなります。)

従来も血糖自己測定は少なくとも月に20回以上行い、医師がその記録を確認できる場合のみ保険が適応されることになっていました。測定回数が月20回に満たない場合や、測定の記録を長期にわたり確認することができない場合には保険が適応されない場合もありますのでご注意ください。今回の改定に伴い当院で取り扱うすべての（血糖測定用チップ）センサーは25枚入りから30枚入りへ変更致します。また保険診療では医師が次の診察までに必要と判断し、測定を指示したセンサー数をお渡しすることとなっております。医師が必要と考える枚数を超えるセンサーは保険診療ではお渡しできませんのでご注意ください。

皮膚への穿刺なしで持続的に15分間隔の血糖測定ができる器械（フリースタイルリブレ）を以前「則武新聞」でもご紹介しました。リブレは今回の診療報酬改定で保険適応になりましたが、現状では血糖測定との併用が保険適応には必要なため当院ではまだ使用していません。（現状でリブレを保険適応のもとで使用するためには月に120回の血糖測定を並行して行わなければなりません）

2 検査結果の取り扱いについて

当院では個人情報保護のため医師以外の職員が患者様の検査結果を電話でお伝えすることは行っておりません。次回の診察時よりも前に検査結果をお知りになりたい場合には、ご自宅の住所を書いた封筒と切手をご持参いただきますと、検査結果が出次第、数日で郵送させていただきます。

また診察当日に全ての検査結果をお知りになりたい場合には、診察の2日前から1週間前まで（測定項目により異なります）に採血をしていただくことをおすすめしております。採血のみのご来院は予約を取る必要はありませんので、受付で採血のみのご来院である旨をお伝えください。

3 診察をお受けになる前に…

保険医療機関では無診察診療をふせぐため、医師は最低限患者様のバイタルデータ（血圧など）をカルテ上に記載することを義務付けられています。検査結果や情報提供書のお渡しの場合でも血圧の測定をお願いいたします。

4 薬の紛失に関して

処方された薬を紛失した場合には原則として自費で薬を購入するように定められています。薬の取り扱いには十分ご注意くださいようお願いいたします。